

# 入札告示

札幌市告示第 4506 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約管理規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 10 月 16 日

札幌市長 秋元 克広



## 記

### 1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 4 階南  
札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課（電話 011-211-2952）

### 2 入札に付する事項

#### (1) 役務の名称

札幌市国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料のコンビニエンスストア等での収納代行業務

#### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 5 月 31 日まで。

ただし、契約締結日から令和 6 年 5 月 31 日までは準備期間とする。

#### (4) 入札方法

札幌市が発行した CVS 収納用バーコードが付されている納付書に基づく札幌市国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料のコンビニエンスストア等での収納 1 件あたりの単価で行う。（入札書は、銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載すること。）

なお、契約の相手方の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、小数点以下第 3 位を切り捨てるものとする。）をもって契約単価とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加資格

「仕様書」に定める業務を確実に履行できるものであって、かつ、下記の全ての要件を満たすものであること。

なお、複数事業者によるグループで参加する場合には、構成事業者のいずれもが、

下記の要件を満たしていること。

- (1) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」又は「その他サービス業」に登録されている者。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者を除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁、令和5年4月1日最近改正）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本入札告示時点から起算し、過去3年間で、契約期間が1年以上となる政令指定都市又は中核市に対するコンビニエンスストア等での収納代行業務を適正に履行した実績を有すること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所  
上記1に同じ  
入札説明書は令和5年10月16日（月）から下記ホームページにてダウンロードすることができる。  
<http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryu/kokuho/2023convenience.html>
- (2) 入札書の提出期限  
令和5年10月27日（金）10時00分（必着のこと。）
- (3) 入札書の提出方法  
上記1に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。
- (4) 入札書の開札日時及び場所  
日時：令和5年10月30日（月）11時00分  
場所：札幌市保健福祉局保険医療部事務室内  
（札幌市中央区北1条西2丁目）

#### 5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要  
契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。  
なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは契約保証金を免除することがある。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（前項 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、前記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。